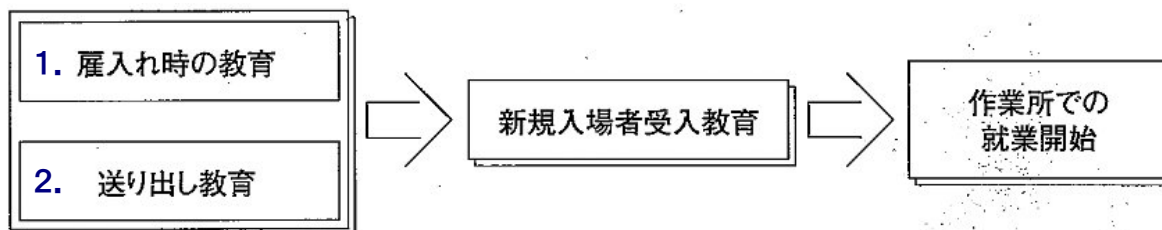


— 新しい現場で安全作業をするために送り出し教育を —

「送り出し教育」とは

新しく乗り込む現場の状況を『送り出す前』に把握し、「新規入場者教育」の前に職長・作業者に教育を実施する、事業主の大事な責務です。



労働安全衛生法第59条では

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し安全衛生のための教育を行わなければならないとされています。

これが上記の1.「雇入れ時の教育」です、そして2.の「送り出し教育」を就労場所(現場)が変わる際、事業者により教育を行うことと規定されています。

全国的な災害統計において、新規入場者の災害発生率が多いことが知られていますがその新規入場者の被災を防ぐ意味でも、送り出し教育の実施をお願いいたします。

送り出し教育で実施していただきたいこと

- ・ 工事の内容、元請担当者の氏名を伝える
(事前に当社現場担当者より説明を受けるか、教育資料を送ってもらってください)
- ・ 作業に必要な資格の確認、有資格者の選任状況の確認
- ・ 作業手順書の内容を全員に確認させ、作業方法の統一をはかる
- ・ 作業に必要な保護具の確認と、保護具の痛み具合などの点検
- ・ 作業に伴う産業廃棄物の処理方法
- ・ 事故発生時の連絡先の確認

※教育実施者は事業主の代理として、職長が行っても差し支えありません。

新発田建設の安全ルール

§.新たに乗り込む現場に特有の危険要因がある場合や、現場それぞれのルールを「知らなかった、聞いていなかった」などの理由により起きる災害も少なくありません。

送り出し教育の趣旨をご了解いただき、各社ご協力をお願いいたします。